

被害にあわれた方へ

事件が起きてから、最初のうちは一種のショック状態が続くことが多く、心や体に変調をきたします。

**食欲がなく、眠れないことはありませんか。
緊張や動悸はありませんか。**

事件そのものがどうしても信じられず、呆然として悲しむこともできずに過ごす人もいます。でもこれは、決して異常なことではありません。突然大きな衝撃を受けた後では、誰にでも起こりうる自然な反応なのです。

感情を抑えていませんか。
自分を責めたりしていませんか。

被害を受けた方やそのご家族の方は、いろいろな問題や悩みを抱えています。「誰かに聞いてほしい、誰かに相談したい」と思うときには、支援センターまで、お電話をおかけください。



宮崎県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人
みやざき被害者支援センター

〒880-0806 宮崎市広島1丁目13番10号
TEL 0985(38)7831 FAX 0985(65)7831
URL <http://www.miyazaki-shien.or.jp/>

相談無料
相談専用電話 **0985-38-7830**
相談受付 月曜日～金曜日(10時～16時)
※祝日、年末年始を除く



秘密厳守



宮崎県警マスコットキャラクター みやけいちゃん

警察の被害者相談窓口

女性被害相談電話(性犯罪相談)

TEL.0985-31-8740

暴力ホットライン(暴力相談)

TEL.0985-27-7110

ヤングテレホン(少年相談)

TEL.0985-23-7867

悪質商法110番

TEL.0985-22-8080

警察安全相談

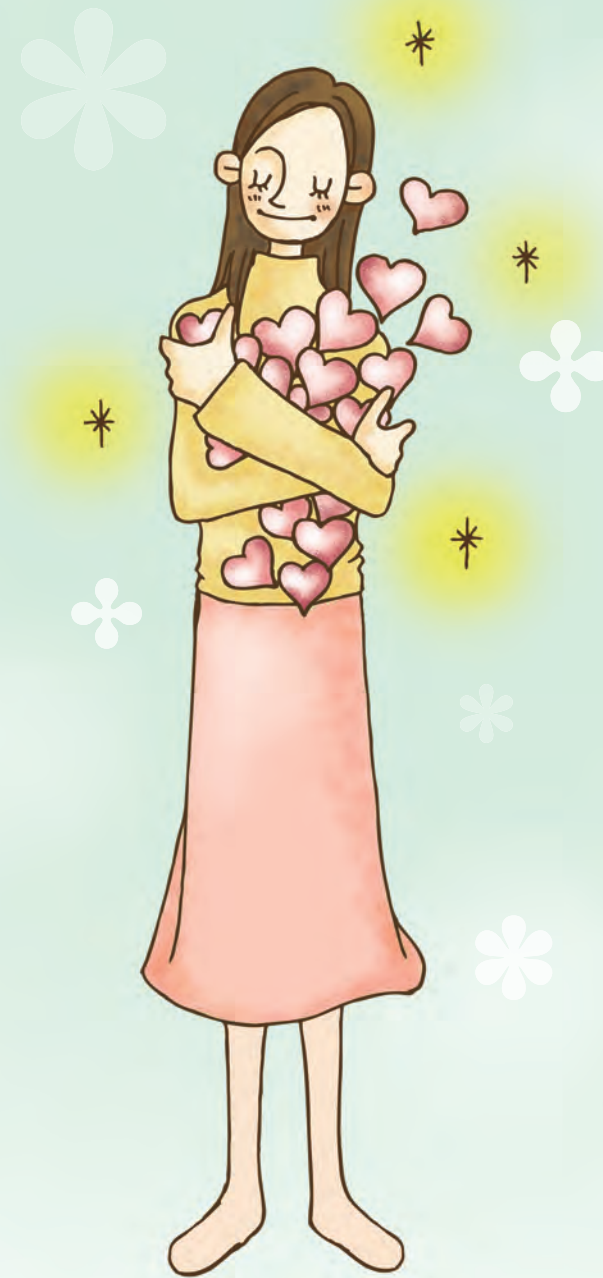
TEL.0985-26-9110

(短縮#9110)

犯罪被害者支援室

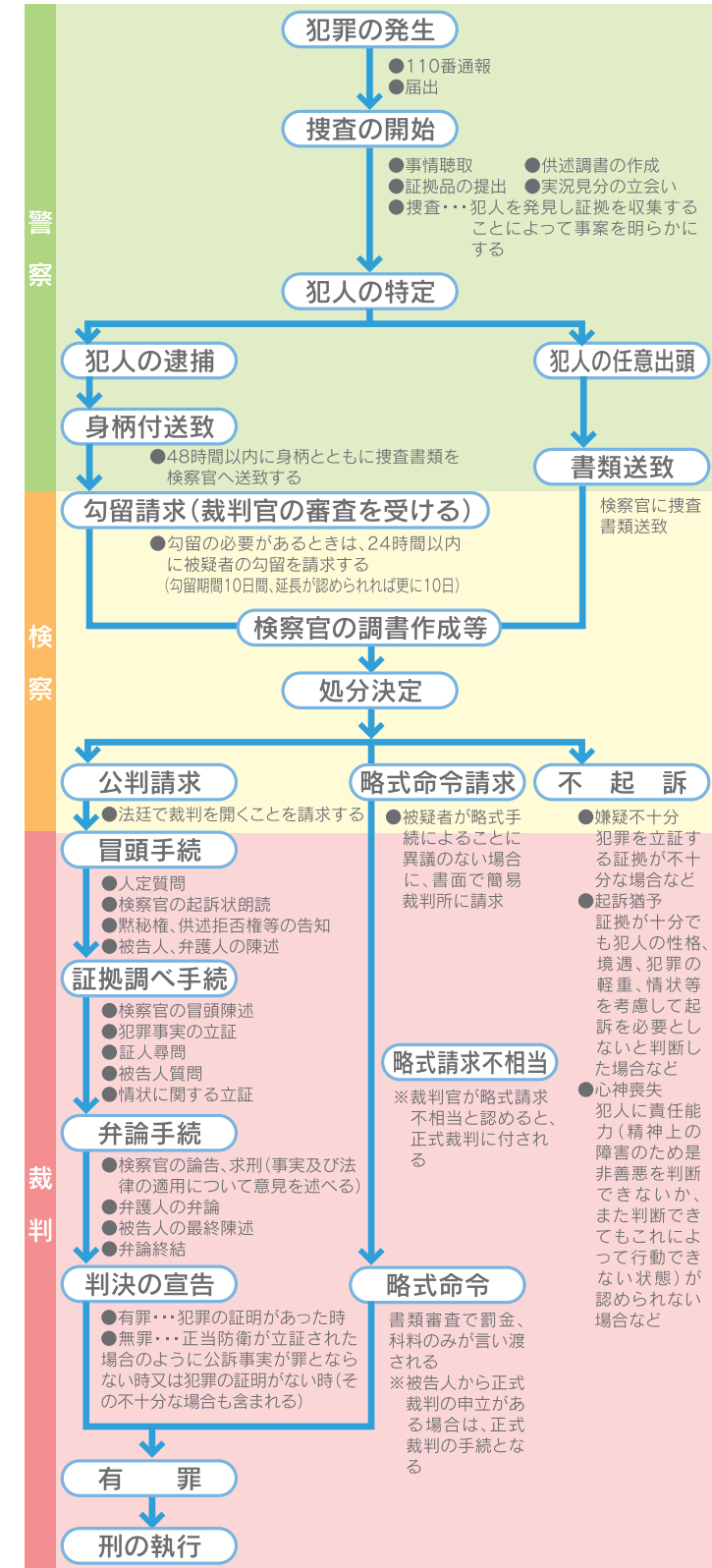
TEL.0985-31-0110(代表)

被害者相談窓口のご案内



宮崎県警察本部
公益社団法人みやざき被害者支援センター

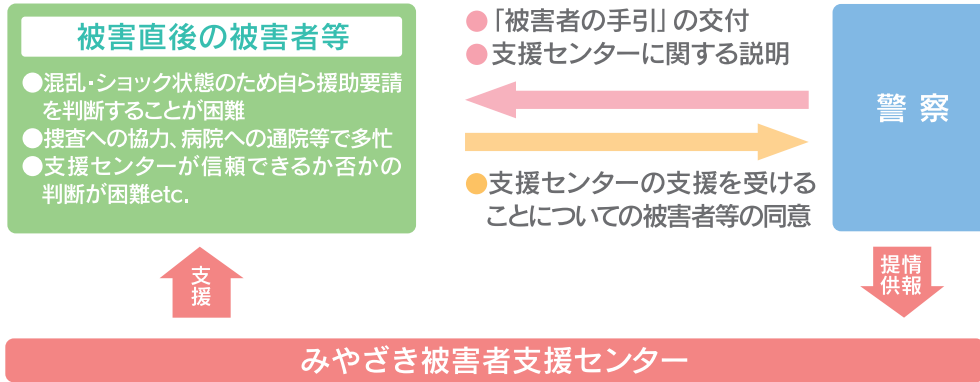
刑事手続きの流れ(成人)



警察やみやざき被害者支援センターは、 犯罪被害者やそのご家族に対して多様な支援を行っています。

みやざき被害者支援センターは、犯罪等の被害者やその家族・遺族に対して様々な支援を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより、被害の回復や軽減のために活動する団体です。

また、警察からの情報提供に基づき犯罪被害者の早期援助ができる団体として、平成17年11月に宮崎県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けました。
被害者に関する情報の保秘についても法的義務が課せられるなど、被害に関する情報は厳重に管理されておりますので、安心してご相談ください。



センターの支援

電話相談・面接相談



専門家による支援

- 精神科医・臨床心理士によるカウンセリング
 - 弁護士による法律相談
- ※まずは、お電話ください。



直接支援

- 病院への付き添い
- 刑事・民事手続きの概要についての説明
- 警察・検察庁の事情聴取、検証の付き添い
- 裁判傍聴、証人としての出廷の付き添い
- 防犯ブザー等の物品貸し出し

広報・啓発活動

被害者の置かれた現状と支援の必要性を社会に周知し、社会全体で被害者を支える気運を醸成するための広報・啓発活動を行います。

被害者自助グループへの支援

犯罪や交通事故に遭われた被害者やそのご家族、ご遺族の方々へ交流の場(癒しの場)として、被害者自助グループの結成を支援するとともに、活動を支援します。

警察の支援

指定被害者支援要員制度

警察では、捜査を行う一方で、指定された警察職員(指定被害者支援員)が、被害者のために次のような支援活動を行います。

- 付き添い
現場検証に立ち会う際や病院で診察を受ける際などの同行・付き添いなど。

- ヒアリング
被害によって生じた様々な心配事の相談。

- 説明
具体的な捜査手続き、各種制度などについての説明。

被害者連絡制度

事件を担当する捜査員が捜査に支障のない範囲で、捜査状況などについて次のような情報を提供します。

- その後の捜査状況
- 検挙した加害者の氏名等
- 事件を送致した先の検察庁
- 起訴、不起訴などの処分結果
- 起訴した裁判所

携帯電話貸し出し制度

「ストーカー」行為や恐喝事件等の被害に遭っている被害者には、110番や最寄りの警察署、交番・駐在所等の電話番号をあらかじめ短縮入力した携帯電話を貸し出します。

一時居住場所(宿泊施設)使用料の支出制度

・ 犯人等からの再被害の恐れがある
・ 被害現場が自宅であるために捜査活動に長時間を要する
等により、自宅に帰宅することができず、緊急かつ一時的に宿泊施設を利用する必要がある場合、その施設使用料について公費で支出される場合があります。

診断書料支出制度

事件を立証するために警察署に提出していただく診断書の費用については、公費から支出されます。
※一部支出されない場合があります。



初診料等支出制度

身体犯罪及び性犯罪の被害者が医療機関等の受診が必要である場合、初診等にかかった費用の一部について公費で支出されます。
※一部支出されない場合があります。

犯罪被害給付制度

この制度は、故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず何らかの公的救済や加害者側からの損害賠償も得られない被害者又はご遺族に対して、社会の連帯共助の精神に基づき国が犯罪被害者等給付金を支給することにより、その精神的・経済的打撃の緩和を図るものです。

- 犯罪被害者等給付金には、遺族給付金・重傷病給付金・障害給付金の3種類があり、いずれも国から一時金として給付されます。

遺族給付金

額：320万円(最低)～2,964.5万円(最高)

- 給付を受けられる人

亡くなられた被害者のご遺族で、次のうち第一順位の方

- ※①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。)
- ※被害者の収入によって生計を維持していた被害者の
②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- ※上記以外の
⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

給付額の算定方法

給付金の額は、被害者の年齢や収入の額等に基づいて算定されます。

- 被害者が死亡前に療養を要した場合

その負傷又は疾病から1年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を加算し、給付されます。

重傷病給付金

- ・ 上限額：120万円
- ・ 負傷又は疾病から1年間における、保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を支給します。

- 支給を受けられる人

- 犯罪行為によって、加療1カ月以上かつ入院3日以上を必要とする負傷又は疾病を負った被害者本人
- 精神疾患である場合には、加療1カ月以上かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の診断を受けた被害者本人

精神疾患とは

PTSD、パニック障害、摂食障害、睡眠障害等あらゆる精神障害のことです。

障害給付金

額：18万円(最低)～3,974.4万円(最高)

- 支給を受けられる人

身体に障害が残った被害者本人(障害等級：第1級～14級)

給付金の支給制度

次のような場合には給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

- 被害者と加害者の間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)がある場合
- 被害者が犯罪行為を誘発するなど、犯罪被害の原因が被害者にもあるような場合
ex.被害者が先に暴力を振ったことへの反発により負傷、死亡したとき。
- 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた場合
- 被害者又は遺族と加害者との関係やその他の事情から判断して、給付金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合
- 労災保険など他の公的給付や加害者からの損害賠償を受けている場合

申請の期限

犯罪被害者等給付金の申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を**知った日から2年**を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が**発生した日から7年**を経過したときは、行うことができません。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請することができなかったときは、その理由のやんだ日から6か月以内に申請することができます。

※給付金の申請に関するお問い合わせは、最寄りの警察署、又は警察本部までご連絡ください。